

開催年月日 平成25年8月7日(水)  
 質問者 公明党 吉井 透 委員  
 答弁者 保健福祉部長 高田 久  
 子ども未来推進局参事 島野 郁子

質問内容	答弁内容
<p>一 第二期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」に係る施策の推進状況について</p> <p>(一) 待機児童対策について</p> <p>1 待機児童の定義について</p> <p>いま、第二期の子ども未来づくり計画の推進状況について報告をいただきましたが、子育てなどの今後の対応の方向で、ワーク・ライフ・バランスや、地域のニーズを踏まえた取組が述べられておりますが、この関係でいくつかお伺いをしたいと思います。</p> <p>前回の委員会において、本年4月の待機児童は532人、内訳としては札幌が398人で旭川が117人と伺っておりますけれども、昨年と同時期と比べて543人減少したということでした。</p> <p>減少したということは大変によいことであると思うわけですが、確認の意味で、そもそも、この待機児童の定義というのはどういうことになっているのか、まずお伺いをします。</p> <p>2 求職中の取扱いについて</p> <p>求職中の取扱いの関係でお伺いします。</p> <p>少子化対策において、子育てと仕事の両立を進めるには、保育所を活用するというのは非常に重要な要素であると思います。</p> <p>一般家庭のお母さんの働きたいというニーズや、働きながら育児休暇を取得した後、復帰をしたいというニーズにいかに応えるかに、この少子化対策はかかっていると考えております。</p> <p>私が、ここで問題であると思いますのは、保護者が求職中の取扱いについてであります。例えば、経済的な理由から、仕事をしなくて保育所に申し込んでいても、その市町村では優先順位が下がってしまい、実際に保育所を利用することができない。だから働けないという悪循環になって困っている実態が多々ございます。</p> <p>道では、求職者に対する保育所の利用についてどのように考えているのかお伺いをします。</p> <p>(答弁後)</p> <p>今、ご答弁では市町村が入所の決定に関わっている部分大きい、ということであったかと思いますが、例えば、子ども一人を保育所に預けて働いていたお母さんが、二人目を生むために育児休暇を取ったような場合、保育所には預けられなくなって、育児休暇が終わった後、今度は二人を預けて復職したいというような場合、非常に困っているというケースをよく聞いております。こうした実態にしっかり対応し、また働きかけをしていただく必要があると考えております。</p>	<p>【子ども未来推進局参事】</p> <p>待機児童の定義についてでございますが、国の保育所入所待機児童数調査におきましては、市町村に「保育所の入所申込みが提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないもの」とされておりまして、やむを得ない事情により家庭的保育や週2、3日の特定保育などによりまして、適切な保育が実施されている場合や、他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所を希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合などにつきましては、待機児童数には含めないこととしていくところでございます。</p> <p>【子ども未来推進局参事】</p> <p>求職者の入所の取扱いについてでございますが、保護者が求職中であることを理由といたしまして、保育所入所を申込みの場合については、求職活動も様々な形態が考えられるところですが、一般的には保育所の入所要件に該当するところであり、入所申込みが定員を超えた場合、市町村におきまして地域の実情に応じた選考方法や選考基準を定め、入所決定が行われているところでございます。</p> <p>道としては、今後とも市町村に対し、保護者の求職活動の状況など、個々の実態を的確に把握することに加えまして、保育所の入所を必要とする児童すべてが入所できるよう地域のニーズを踏まえた計画的な保育所の整備などについて、働きかけていく考えでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>3 事業所内保育所の利用について</b>  次の質問に移りますけれども、こうした求職中の方はもとより、就業中にあっても、仕事と家庭の両立は大変重要な問題であり、その解決方法の一つとして、職場における事業所内保育所の活用があげられるのではないかと思います。</p> <p>例えば、最近では、国立大学法人をはじめとする大学などの学校でも、職員や学生のための保育所の整備が行われていると聞いております。</p> <p>仕事を続けるにしても、育児休業から復帰するにしても、保育所が身近にあるかないかでは、その選択が大きく左右されるわけであります。</p> <p>事業所の職員のための施設であるが、事業所の規模によっては、利用児童の変動が大きく、安定的な運営が見込めないということも考えられると思います。</p> <p>そこで、小規模であっても運営を支援したり、あるいは、職員だけでなく地域の子どものための利用を受け入れれば、安定的な運営はもとより、地域の待機児童の解消につながっていくと考えるわけでありますが、道の見解をお伺いいたします。</p> <p><b>4 待機児童の解消について</b>  最後の質問ですが、「子ども・子育て支援新制度」において活用が見込まれるというご答弁でしたが、国では、この新制度の期間内に待機児童解消を目指す方針を示す予定と聞いていますが、新制度施行に向けて、待機児童をどのように解消していく考えなのか道の見解をお伺いします。</p>	<p><b>【子ども未来推進局参事】</b>  事業所内保育施設の活用についてでございますが、国においては、これまで事業所内保育施設に対して、事業所内保育施設設置運営等支援助成金などにより施設整備や運営費に対して支援を行ってきたところでございます。</p> <p>こうした中、平成27年度から施行予定となっております「子ども・子育て支援新制度」におきましては、待機児童の解消などを図るため、事業所内保育施設が地域の保育を必要とする子どもを受け入れ、市町村がこれを認可した場合、地域型保育事業として位置づけて、新たな財政支援を行うこととしているところでございます。</p> <p>道としては、今後、市町村が事業所内保育施設への地域の子どもの受入などについて十分検討できるよう、また、新制度を有効に活用できるよう、国から示される制度の詳細など、きめ細やかな情報提供に努めてまいりたいと考えております。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>  待機児童の解消についてでございますが、国では、平成27年度からの導入が予定されております「子ども・子育て支援新制度」におきまして、多様な保育の充実などにより待機児童の解消を図ることとしているところでございますが、こうした新制度の施行を待たずに、待機児童の早期解消に向け、本年4月、平成25・26年度の2ヵ年間で「緊急集中取組期間」として位置づけ、賃貸方式や国有地も活用した保育所整備、小規模保育の充実など、5つの支援パッケージを内容とする「待機児童解消加速化プラン」を策定したところでございます。</p> <p>道におきましては、本年4月の待機児童数が、札幌市を中心に一定の減少が図られたものの、依然として都市部を中心に待機児童が生じている状況にございまして、今後、こうした国の支援策を有効に活用しながら、待機児童を抱える札幌市や旭川市などとの連携のもとに、本道における待機児童の解消に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。</p>